

「性に関する教育」の手引
～性を学んでいのち生きいき～
より

「性に関する指導」の手引

平成24年度

「いのち生きいき研修会」資料



資料作成に当たって

本県においては、平成18年度より「夢をはぐくむいのち生きいきプロジェクト事業」を展開し、学校において発達段階に応じた効果的な性に関する指導が実施されるよう、指導資料の作成や指導力向上に取り組んできたところです。

このような中、平成23年3月11日の東日本大震災により、多くの命が奪われ、その後の東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出から、健康被害等の不安が広がりました。誰もが、命の尊さやこれからの生き方について考え、人と人との絆の大切さを強く感じ、以前とは違った思いで毎日を過ごしています。

このような状況の中で、子どもたちが自他の命を大切にし、明るく豊かな人生を送るためには、「性に関する指導」が今まで以上に重要であると考えます。

学校における「性に関する指導」は、教職員の役割を明確にした指導体制の下、保護者や地域関係機関の理解と協力を得るとともに、各教科等との関連を図り、児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通して計画的・継続的に行うものです。

県教育委員会では、各学校における指導の充実を図るために、平成5年3月に「性に関する指導の手引」を発行し、平成21年2月に「性に関する教育の手引」として改訂しました。平成21・22年度には、手引の活用を促進するとともに、指導者の指導力向上を目指し、県内6地区で「いのち生きいき研修会」を実施してまいりました。

なお、本資料については、平成21年2月発行の「性に関する教育の手引」を基に、情報を更新したり、一部変更を加えたりし、研修会資料として作成いたしました。

本研修会を契機として、本資料を効果的に活用され、各学校における性に関する指導が一層充実することを期待いたします。

平成24年9月

福島県教育庁

健康教育課長 会 田 智 康

「性教育」、「性に関する教育」、「性に関する指導」という名称について

「性教育」という名称は、二次性徴、受精や妊娠などの内容についての教育といった狭い概念で捉えられることがある。このため、文部科学省では狭義の内容に加えて、性行動を回避する態度や望ましい人間関係を築く能力を育てる広義の内容を含むものとして「性に関する教育」という名称を用いてきた。さらに、平成23年度より文部科学省は「性に関する指導」という名称に変更した経緯がある。

本資料の作成に当たり、本県においても「性に関する教育」を改め、「性に関する指導」の名称を用いることにした。ただし、平成21年2月に発行した手引のタイトルは「性に関する教育」と記している。

(「性に関する指導」と「性に関する教育」の概念や内容は、一致する。)

「デートDV」・「被害・加害」の加害という言葉についての留意点と変更点

「デートDV」

学習指導要領の内容に示されていないため、実態に応じて加えて指導する内容として、特別活動の指導例に示した。

「被害・加害」(加害者)

「性に関する教育の手引」では「被害・加害」(加害者)という文言を記載しているが、加害については、学習指導要領に示されていないため、削除または文言を換えて記載した。

目 次

第1章 総 論

1 「性に関する指導」の手引の改訂に当たって	1
2 「性に関する指導」とは	2
3 学校における「性に関する指導」の基本的な目標	3
4 学校における「性に関する指導」の基本的な考え方	4
5 「性に関する指導」を効果的に進めるために	5
6 発達段階に応じた「性に関する指導」の指導事項一覧	10
7 全体計画、年間指導計画例	12

第2章 実践編 ～発達段階に応じた「性に関する指導」の実際～

1 指導事例の活用にあたって	20
2 指導事例	
(1) 幼稚園編	
幼稚園指導事例 活用にあたって	22
・ 4歳児「おおきくなったね」	27
・ 5歳児「いのちってふしぎ」	31
・ 5歳児「うれしいふれあい、いやなふれあい...こんなときどうする？」	35
(2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校編	
学級活動・ホームルーム活動における指導について	40
小 学 校	
・ 1学年「たいせつなからだ」	41
・ 2学年「おへそってなあに？」	46
・ 3学年「みんななかよく」	50
・ 4学年「おとなに近づくわたし」	54
・ 5学年「わたしたちの生活と情報」	60
・ 6学年「性の被害」	66
中 学 校	
・ 1学年「性の不安や悩みの解消」	72
・ 2学年「異性への理解を深めよう」	76
・ 3学年「望ましい異性との関わり方」	81
高 等 学 校	
・ 「自分の気持ちを伝えよう」	86
・ 「デートDVについて考えよう」	89
・ 「携帯電話による性被害を防ぐ」	92
特別支援学校	
・ 「清潔な体と身だしなみ」	95
・ 「性被害の防止 ～自分を守ろう～」	99
・ 「男女交際のマナー」	103
3 「性に関する指導」を効果的に進めるためのQ&A	107

第1章 総論

1 「性に関する指導」の手引の改訂に当たって

(平成21年2月発行「性に関する教育の手引」より)

1 改訂方針について

近年の我が国における「性教育」については、社会状況や子どもの性意識や性行動、保護者の意識や要望、学校の取組などの実態から、性に関する指導の目標や内容、指導方法等の見直しの必要性が明らかとなり、効果的な指導の在り方について、実践研究が進められている状況にある。

今回、新しい学習指導要領の改訂を受け、県教育委員会は平成5年3月に福島県学校保健会から発行された「性に関する指導の手引」を改訂することにした。改訂に当たっては、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」の育成を柱とする学習指導要領の趣旨を踏まえたものとした。

具体的には、学習指導要領に示された項目に基づいて、指導事項の見直しを図り、全体計画や年間指導計画例、指導事例を示すとともに、幼児児童生徒（以下「児童生徒」という。）の発達段階を考慮しながら、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において適切な性に関する指導を一層充実していくための資料としてまとめた。

改訂においては、改訂前の手引と同様に総論と実践編の2部構成で作成した。

総論では、性に関する指導の目標や基本的な考え方について示すとともに、効果的に進めるに当たって、学校全体で推進できるよう校内体制の充実や家庭や地域と連携を強化する取組についても示した。また、実践編においては、学級活動（ホームルーム活動）における指導内容を例示した。

さらに、付録として別添のCD-Rに参考資料を掲載した。

各学校では性に関する指導の重要性を改めて認識し、本手引を活用して積極的に授業実践を進めていただきたい。

2 改訂のポイント

- 1 幼稚園・小学校・中学校については、平成20年に改訂された学習指導要領の内容に基づいて、高等学校、特別支援学校においては現行の学習指導要領に基づいて、性に関する指導の内容を整理し、取り扱う内容や改善点を明示した。
- 2 第1章総論では、学校における性に関する指導の目標や基本的な考え方に加え、学校全体で推進することができるよう、教職員の役割を明示するとともに、計画的に進めるための、指導計画例や指導事項を示した。また、家庭や地域との連携のあり方についても示した。
- 3 学校における性に関する指導については、教育活動全体で行われるが、本手引の指導事例については、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学級活動（ホームルーム活動）での指導内容のみを例示した。また、幼稚園は領域を関連させて行う保育活動の一場面となっている。
- 4 指導事例は各教科での指導内容や発達段階を考慮し、各発達段階において必要と思われる指導事項を取り上げ、授業展開を具体的に示している。
- 5 指導するに当たって質問が多いと思われる事項について、Q&A方式で示した。
- 6 指導事例に関する指導案、パワーポイント、ワークシート等の資料については、CD-Rとして添付した。

なお、本手引は性に関する指導の基本的な考え方と指導内容、指導方法の主な変更点のみ示してあるので、改訂のポイントを押えつつ、平成5年「性に関する指導の手引」についても引き続き活用されたい。

2 「性に関する指導」とは

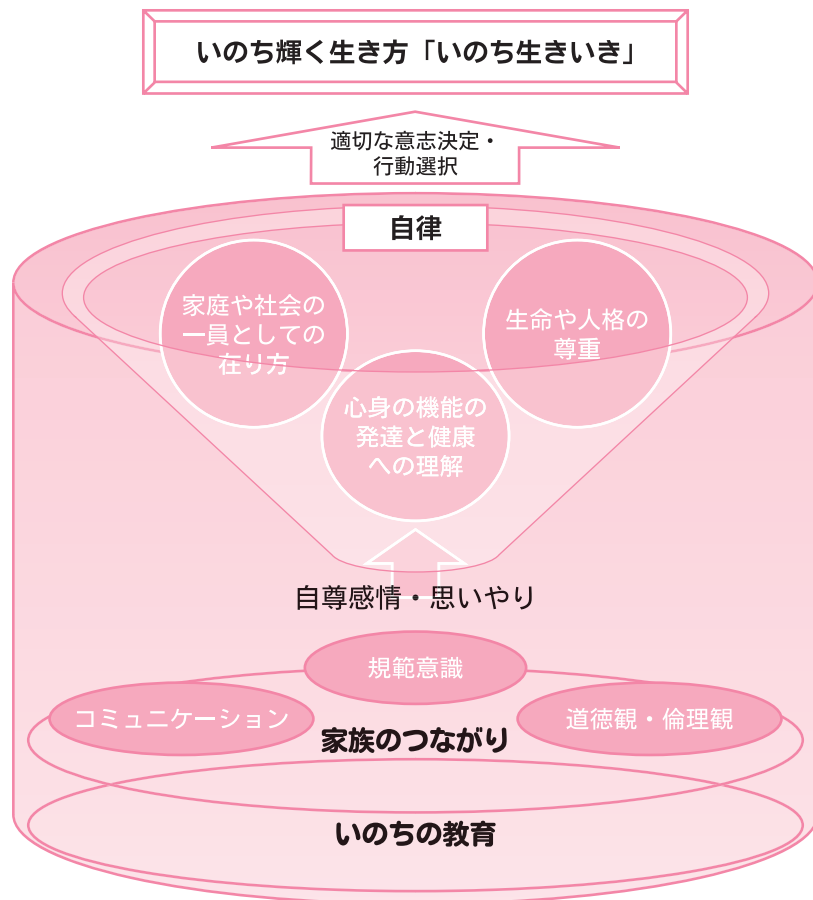
教育基本法第1条は、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と規定している。このことはいかに時代が変化してもいささかも変わりはなく、普遍的なものである。

同様に、学校における性に関する指導も、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童生徒が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持つことによって、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身につけ、望ましい行動をとれるようにすることをねらいとしている。

生命尊重、人間尊重、男女平等の精神は、学校の全教育活動を通じて徹底を図らなければならないが、人間の生命や男女の在り方、生き方などを直接扱う性に関する指導において、基本目標を貫く精神として特に重要である。

これまでの「性教育」では、二次性徴の発現や生殖器の成熟、受精や妊娠、性行動、性感染症などと直接性に関連する事柄を内容とする狭義の捉え方をされており、「性教育」についての用語の定義が曖昧なまま使用され、混乱している現状にあったことから、本県においては「性教育」を、自他のいのちを大切にする心や、自尊感情を育てるとともに、望ましい人間関係を築く能力の育成など、その前提となる教育を含む広義の概念として捉え、今後は「性に関する指導」と呼び、その推進を図るものとする。

本県における「性に関する指導」は変化の激しい時代を担う児童生徒一人一人のいのちが生き生き輝く姿を目指し、下図で示すように展開していきたい。



学校における「性に関する指導」

3 学校における「性に関する指導」の基本的な目標

男性又は女性としての自己の認識を確かにさせる。
人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする。
家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する能力や資質を育てる。

子どもたちを取り巻く現状

- ・ 児童生徒の健康問題の多様化
- ・ 性に関する意識、行動面の変化
- ・ 性情報の氾濫
- ・ 携帯電話、インターネットの普及
- ・ 10代の人工妊娠中絶や性感染症の増加
- ・ コミュニケーションの欠如

各発達段階における「性に関する指導」の目標

高等学校

心身の発育・発達や変化などの人間の性の成熟について理解を深めるとともに、それらを科学的・総合的に理解し、自他の性に対する認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる。

男女の心身の特質と人間としての平等性について認識を深め、男女が互いに人格を尊重する心情や態度を育てる。また、将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択の能力や態度を育てる。

社会における自己の役割と責任について自覚を促すとともに、将来の生き方について自分の考えを確立する。また、性の文化や社会的な意味を理解するとともに、男女平等、人間尊重の精神を基盤とする性の望ましい価値観を確立し、適切な意志決定や行動選択ができる能力や態度を育てる。



中学校



心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、発達途上にある自己の性を受容し、自他を大切にしようとする心情や態度を育てる。

男女の心身の特質を基に男女が互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度を育てる。また、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。

男女の生き方は多様であることを理解し、家庭や社会における期待される役割や自己の将来の生き方について考えるとともに、社会における性的な事象を見つめて、家庭や社会の一員として適切な判断や意志決定、行動選択ができる能力や態度を育てる。

小学校

生命の誕生及び心身の発育・発達における男女差や個人差に関する基礎的事項を理解するとともに、自己の性を受容し、自分を大切にしようとする心情や態度を育てる。

男女には体の特徴や発達段階などに違いがあるが、互いに相手の人格を尊重し合うことが大切であることを知り、相手を思いやる心情や態度を育てる。

家庭における役割は、男女の別なく分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家庭や社会の一員として適切な判断や意志決定ができる能力や態度を育てる。



幼稚園



自分の誕生や男女の違いを正しく受け止めるとともに、生き物の誕生や成長にも気付き、生命の尊さを感じとる。

男女にはそれぞれ違いがあるが、どの友達も同じように大切であることを知り、友達を思いやる心情や態度を育て、将来の男女の人間関係の基礎を築く。

家族は互いに役割を分担し、助け合って生活していることに気付き、男女がいたわり合う心や、そのために自分の欲求を抑制しようとする心を育てる。

特別支援学校においても各発達段階における性に関する指導の目標と同じであるが、児童生徒の実態に応じて設定することが必要である。

「学校における性教育の考え方、進め方」
文部科学省

4 学校における「性に関する指導」の基本的な考え方

指針（基本的方向性）

- 1 自分を大切にする（愛する）心を育てるとともに、他者を大切にする気持ちを育てる。
（人格の尊重、思いやり）
- 2 自分たちを取り巻くさまざまな性情報を取捨選択し、行動できる力を育てる。
- 3 直面する性に関する問題に対し豊富な知識を持ち、適切な意志決定や行動選択ができるよう育てる。

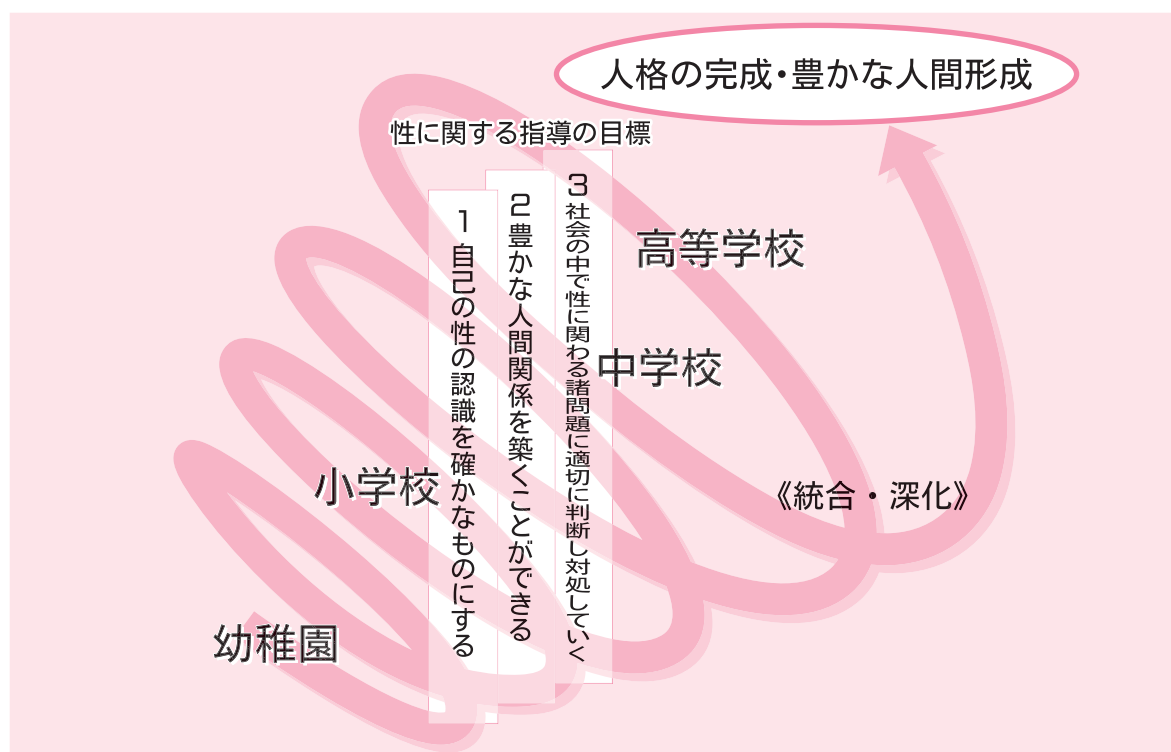
指導のポイント

心身の発達や自分の性について正しい知識を持たせる。
発達段階に応じた内容を選ぶ。
保護者との共通理解を図る。
学校、家庭、地域の連携を図り、継続して指導する。
各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間と関連づけて指導する。

性に関する指導における指導上の留意点

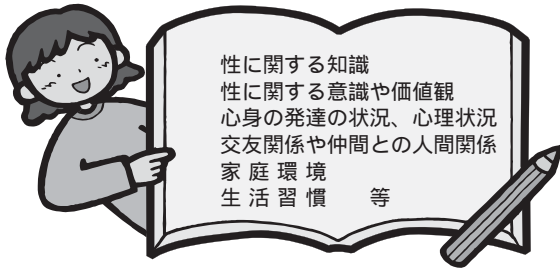
- 1 学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で実施すること。
- 2 教育上の内容について、理解の得られるものであること。
- 3 個々の教員がそれぞれの判断で進めるのではなく、学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を行うこと。
- 4 教職員の共通理解だけでなく、保護者や地域の理解を得ながら進めること。
- 5 集団指導と個別指導とによって相互に補完すること。

「平成18年度 性教育指導講習会資料」文部科学省



5 「性に関する指導」を効果的に進めるために

(1) 児童生徒の実態把握



児童生徒の性意識や性行動には、保護者の性に関する認識、家庭内の人間関係等家庭環境が大きく影響している。また、児童生徒が生活する地域社会にはそれぞれ固有の風俗、文化、しきたりがあり、その背景には、それぞれの性にかかわる思想、価値観がある。それらのことも十分に踏まえ、児童生徒の実態を把握する。

(2) 指導内容の選択と構成

各学校の性に関する指導の目標を実現するために、児童生徒の実態等を踏まえて、必要な指導内容を選択し、指導の適時性や指導内容相互の関連性などを検討して教育課程に位置付け、入学から卒業までの期間に最も適切な時期や機会に指導されるよう構成する。

学校における「性に関する指導」の内容

- ア 自己の性の認識を確かにするために必要な内容
 - (ア) 人間尊重、生命尊重に関する内容
 - (イ) 身体的、生理的側面からの自己認識に関する内容
 - (ウ) 思春期における不安や悩みに関する内容
 - (エ) 男女の生き方に関する内容
- イ 男女の人間関係の育成に必要な内容
 - (ア) 男女の相互理解に関する内容
 - (イ) 人間関係の基礎的内容
 - (ウ) 男女の人間関係に関する内容
 - (エ) 特定の異性との交際に関する内容
- ウ 家庭や社会の一員として必要な性に関する内容
 - (ア) 性役割に関する内容
 - (イ) 性情報に関する内容
 - (ウ) 性の被害に関する内容
 - (エ) エイズ・性感染症に関する内容



具体的な内容については、6 発達段階に応じた「性に関する指導」の指導事項一覧を参照のこと。

指導形態としては、その内容や指導の対象となる児童生徒の状況に応じて、集団指導と個別指導を適切に組み合わせて行う必要がある。

集団指導

下記の指導場面において、性に関する内容を児童生徒の具体的な行動や現実の生活における技術・能力・態度・習慣として身に付けさせるものである。

一律に指導する内容は、すべての児童生徒に共通に教えるべき内容（学習指導要領に示されている内容等）である。

指導場面

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育目標、指導の重点を踏まえ、それぞれの教科等の指導内容に関連を持たせる。

個別指導

集団指導では十分でない点について、補充・深化・個別化を図る。

性に関する悩みがある児童生徒を対象として問題行動等の早期発見や予防を図る。

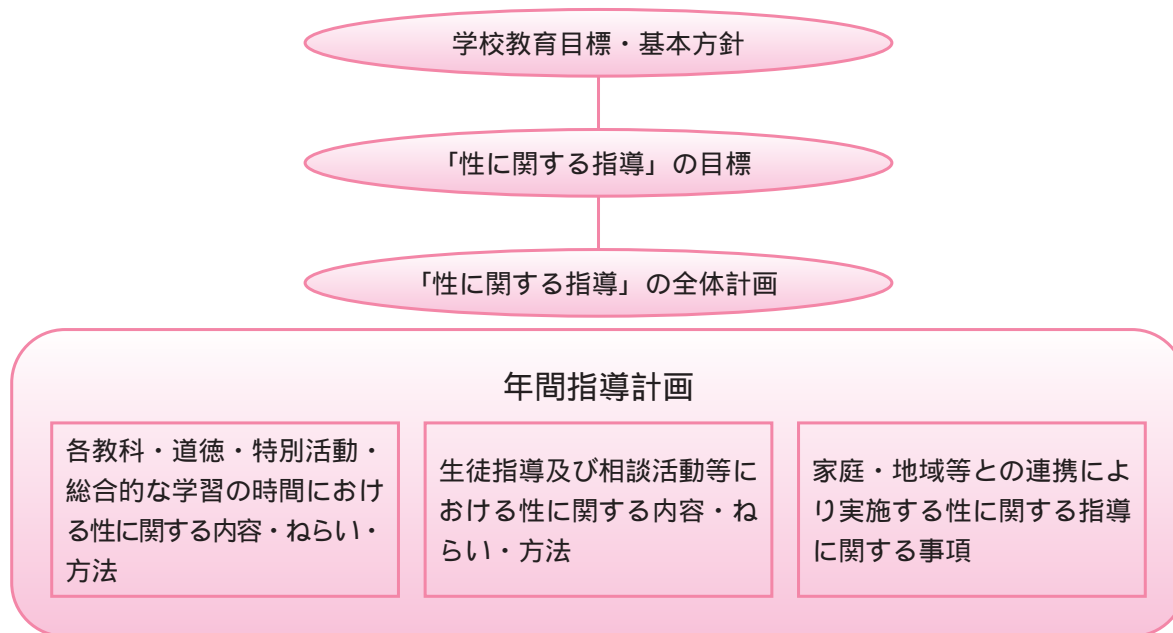
性の問題行動等が見受けられた児童生徒や性的な被害を受けた児童生徒に対してその立ち直りを支援する。

指導場面

児童生徒の状況に応じて随時指導時間を設定する。その場合、プライバシーの保護に十分留意する。

(3) 指導計画の作成

学校において、性に関する指導を進めるに当たっては、学校の教育目標や基本方針を踏まえた性に関する指導の全体構想に基づき、学校としての性に関する指導の「全体計画」と各教科、道徳、特別活動等における性に関する指導が計画的、体系的、総合的に行われるようにするための「年間指導計画」を作成することが必要である。



年間指導計画作成上の留意点

各学年、各教科における性に関する指導の基本方針を明確にし、教職員の共通理解を図る。指導内容については、児童生徒の状況や地域等の実態を考慮し、設定する。学習指導要領の各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における性に関する指導の内容を明確にし、それぞれの教科等の特性を生かした指導内容を設定する。各教科等との相互の関連を図り、効果的な指導ができるように指導内容を適切に配置する。計画の中に、保護者や地域の関係機関との連携を積極的に盛り込むようにする。

(4) 指導計画の評価

児童生徒の実践的能力や資質を高めるための指導計画や指導過程が適切であるかという観点で、学期毎、適宜評価を行い、改善を加えていく。評価を行う場合の観点としてはおおよそ次のようなことが考えられる。

性に関する指導を行うための全校的な指導体制が確立されているか。
指導の目標やねらいが適切であるか。
指導内容に教育的価値が認められ、指導効果が期待できるか。
指導内容が児童生徒等の発達段階や発達課題に即しているか。
指導内容が保護者等の理解を得られるか。
事前及び事後の指導や個別の指導が考えられているか。
指導の時期や他の指導内容との関連が適切であるか。
教材、教具などに十分な配慮がなされているか。
指導後の評価や指導計画の改善がなされているか。

(5) 各教職員の役割

性に関する指導を学校教育全体で行うためには、校長がリーダーシップを発揮し、性に関する指導を推進するための組織を校務分掌に位置付け、教職員各自の役割を明確にしておくことが大切である。下記に示した役割はあくまでも例なので、各学校の実態に応じた役割分担を行うことが望ましい。

校長・教頭

性に関する指導の意義を十分に理解し、課題を把握した上で、自校の性に関する指導の基本方針を明らかにするとともに、職員の役割を明確にし、全校をあげて推進する。

また、性に関する指導の推進状況を把握し、関係機関との連携や指導のための環境や条件の整備を行う。

さらに、学校内において人間尊重や男女平等の精神が醸成され、教職員や児童生徒が互いに尊重し合うことができるような学校経営に努める。

教務主任

学校教育活動全体と性に関する指導の全体計画との調整を行う。特に特別活動において性に関する指導に必要な時間を確保する。

生徒指導主事・教育相談担当者

児童生徒の意識や行動などの状況を的確に把握し、集団及び個別指導、相談活動などにおいて、性に関わる問題行動などへの指導支援が適切に行われるよう企画・実施する。

保健主事

性に関する指導の全体計画立案及び推進の中心的役割を担い、その実施状況を把握するとともに、必要な学校内外の関係者との調整に当たる。

また、養護教諭と協力し、学校保健委員会等を通じて、児童生徒の性に関する情報提供等を行い、家庭や地域関係機関との連携を図る。

養護教諭

専門性を生かし、性に関する指導の全体計画立案及び教職員への情報提供など、推進について積極的に関わる。指導においては、担任とのチームティーチングや兼職発令を受けて「保健領域」の授業を担当することにより、性に関する指導を積極的に推進する。

また、養護教諭が行う健康相談・個別指導を通して得られた児童生徒の性に関する様々な情報等を、必要に応じて他の教職員と共有し指導等に生かす。さらに問題解決のために、関係者との連携を図り、児童生徒及び保護者への個別指導及び支援を行う。

研究主任

年間の校内研修計画に性に関する指導の内容を位置付け、効果的な研修を進めるため研修方法の工夫・改善を図る。

学年主任

担当する学年において、計画された性に関する指導が適切かつ効果的に行われるように、関係する組織や担任、教科担任等との連絡調整を図る。

また、学年経営においては、学年の中で人間尊重や男女平等など、好ましい人間関係の醸成が図られるよう配慮する。

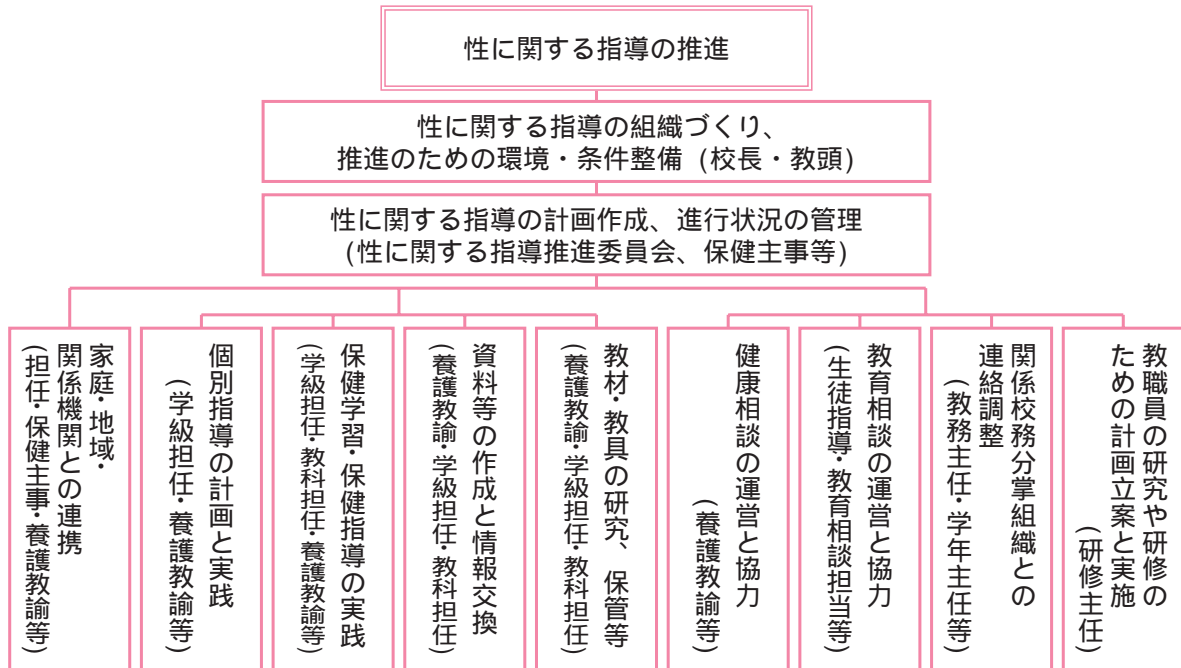
さらに、学年通信の配付や学年保護者会の開催等を通じて、性に関する指導について学校と家庭との連携、協力が進むようにする。

教科担任・学級担任

担当する教科や学級において、指導計画に基づいた指導を行う。指導に当たっては、自校の性に関する指導の方針やねらいにそって、効果的な指導がなされるよう創意工夫する。

また、学級経営に当たっては、学校生活が児童生徒の性にかかわる意識や行動の形成に大きく影響するものであることを理解し、人間尊重、男女平等などの性に関する指導の理念が具現化されるよう努める。

(6) 指導のための組織づくり



(7) 家庭・地域との連携

児童生徒は、学校、家庭、地域社会の全体を通じて育つものである。したがって、性に関する指導は、学校、家庭、地域が連携して指導を行うことが大切である。

性に関する指導を実施する場合には、教育的価値が認められるものであること、児童生徒の発達段階に合致したものであること、社会的なコンセンサスが得られること、が最低条件であり、その意味からも学校が家庭や地域と望ましい連携を図っていくことが大切である。

① 学校と家庭との連携

児童生徒の性意識や性行動は、生まれ育った家庭の在り方、家族の関係、保護者の価値観や生き方、保護者の育て方やしつけ及び考え方などが大きく影響している。

性に関する指導を効果的に行うためには、学校、家庭が性に関する指導の重要性を理解するとともに、それぞれの役割を理解し、お互いに連携、協力してそれぞれの役割を果たすことが大切である。

学校と家庭の連携を図るためには、日ごろから学校が家庭との連携を密にして、保護者と信頼関係を確立することが必要であり、児童生徒に指導する前に、学校の教育方針や性に関する指導の意義、内容、方法について理解を得ることが大切である。その上で、家庭においても適切な性に関する指導が行われるよう働きかける必要がある。

学校と家庭との連携の具体例

学校だより、保健だより等により情報提供を行う。

アンケート調査により意識等の把握を行う。

授業参観を通して、学校における性に関する指導についてのねらいや内容を知ってもらい、理解と協力を得る。

学校行事を通して性に関する指導に対する関心を高める。

学校保健委員会において、性に関する指導のテーマを取り上げることにより関心を高める。

PTA活動に性に関する指導の講演会や研修会を取り入れて啓発を行う。

地域の専門機関、人材等の活用を行う。

一人一人の児童生徒に応じた連携

性に関する問題行動の未然防止、円滑な解決はもとより、児童生徒の健全育成という観点から、一人一人の児童生徒の実態を把握し、家庭と連携した指導を充実させることが大切である。そのためには保護者との信頼関係を確立し、お互いに情報提供、情報交換、連絡、相談などを充実させる必要がある。

② 学校と関係機関・地域社会との連携

地域の関係機関には、様々な情報と機能があり、性に関する指導の素材を得ることができる。また、民間の団体や活動には、青少年の健全育成を推進しているものも多く、学校とそれらの団体との連携・協力は性に関する指導を効果的に行うのに有効である。

外部講師を依頼するに当たって

学校における性に関する指導を実施する場合、関係機関や専門家の協力を得ることもより効果的である。外部講師を依頼する場合は、事前にその指導内容や指導方法について、十分な打合せを行うことが必要である。

また、地域の専門家からの指導、協力を得て、より効果的な性に関する指導を進めるためには、日ごろから学校の性に関する指導の方針や児童生徒の現状等について情報交換を行い、連携を深めておくことが大切である。

【事前打合せのポイント】

自校の性に関する指導全体計画、年間指導計画等により、学校の基本方針を示し、依頼する講演や指導の位置付け（事前・事後の指導との関連性）を示すこと。

児童生徒の実態やこれまでの学習内容を伝え、内容の重複を避けるとともに、講師の専門性が発揮できる内容を明確に伝えること。

用語について、学習指導要領及び教科書で使われている児童生徒の発達段階に応じた用語を伝え、整合性が図れるようにしておくこと。

③ 学校間の連携

学校は、児童生徒の成長発達のいかなる段階においても支援を続けるという共通理解に立ち、問題意識の共有化を図るとともに、共通の目標を持ち連携を進めなければならない。

各校種間の指導内容やねらいを理解しながら、自校の性に関する指導の内容を明確にし、系統的、計画的な性に関する指導を推進していくことが必要である。

6 発達段階に応じた「性に関する指導」の指導事項一覧

区分	児童生徒の発達段階における特徴	基本的な目標					
		1 男性または女性としての自己の認識をたしかにさせる。		2 人間尊重、男女平等等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする。			
		発達段階に応じた目標	体の発育・発達に関する項目	心理的な発達に関する項目	発達段階に応じた目標	男女の人間関係に関する項目	
幼稚園	・社会的行動の獲得	自分の誕生や男女の違いを正しく受け止めるとともに、生き物の誕生や成長にも気づき、生命の尊さを感じとる。	男女の体の違い ・自分の性の認識	自分の誕生の喜び ・自分の成長	男女にはそれぞれ違いがあるが、どの友達も同じように大切であることを知り、友達を思いやる心情や態度を育て、将来の男女関係の基礎を築く。	男女の体や行動の違い ・男女仲良く助け合うこと	
小学校	1年・2年	・人間関係の広がり ・性意識の芽生え	男女の体の違い 学活 ・体の器官の働きからたの清潔 学活	わたしのいのち 道徳		友達をつくろう 道徳 だれとでも仲良く 道徳 ・男女が助け合い、仲良くすること ・自他を大切にすること。	
	3年・4年	・体格、体力で男女差の発現 ・自己中心的な考えから客観的な考え方へ ・性意識の明確化 ・異性への関心の芽生え	生命の誕生及び心身の発育・発達における男女差や個人差に関する基礎的事項を理解するとともに、自己の性を受容し、自分を大切にしようとする心情や態度を育てる。	わたしの誕生 理科 ちゆく体とわたし 体育	異性への関心 体育 男だから女だから 道徳 ・自他の生命の尊重 ・他者へのいたわりや思いやり	みんな仲よく 道徳 ・性別にこだわらず互いが協力する。 男女仲良く 道徳 ・男女の感じ方、考え方の違いの理解	
	5年・6年	・二次性徴の発現 ・周りの中での自分という存在の意識 ・異性への関心の高まり ・自己の性への認識 ・性差の意識		思春期のわたし 体育 ・二次性徴とわたし	性の不安や悩み 体育 ・二次性徴や思春期における心の変化		異性への関心 学活・道徳 ・男女の感じ方、考え方の違いの理解 異性の友達 学活・道徳 ・よりよい男女の友達関係の構築
中学校	1年・2年・3年	・身体的成熟に伴う性的な発達 ・異性への関心の高まり ・性的欲求や関心の高まり	心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、発達段階にある自己の性を受容し、自他を大切にしようとする心情や態度を育てる。	性的成熟への不安や悩み ・二次性徴 保体 ・月経・射精 ・受精のしくみと生命 保体 私は思春期 保体 性感染症・エイズの予防 保体	自己をみつめ、様々な心の変化の理解 ・思春期の心理的特徴 保体 ・性にかかわる不安や葛藤 ・性的欲求と性に関わる適切な性行動 人間の一生と性 家庭 自分に対する信頼 道徳 性の不安や悩みの解消 学活	男女が互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度を育てる。また、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。	人間関係としての性に関する適切な行動 道徳 ・多様な男女関係 道徳 ・特定の異性とのかわり男女間のエチケット・マナー 学活 ・人間関係のスキル
高等学校	1年・2年・3年	・性的成熟の完成 ・自我の確立 ・異性への関心の高まり	心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟についての理解を深めるとともに、それらを科学的・総合的に理解し、自他の性に対する認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる。	体の発育・発達の科学的理解・個人差の認識 保健、生物 ・思春期における体の発達の特徴、月経・射精など ・受精・妊娠・出産 ・家族計画・人工妊娠中絶	男女の生理的、心理的な違いの理解 保健 ・性意識の男女差 ・性衝動のコントロール ・性にかかわる意志決定や行動選択 健康で望ましい性への価値観の確立 HR	男女の心身の特質と人間としての平等性について認識を深め、男女が互いに人格を尊重する心情や態度を育てる。また、将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。	男女のお互いの人格の尊重 HR ・自分の意志をはっきり伝える人間関係の構築 道徳 人間尊重や男女平等の精神に基づく人間関係の構築 HR、公民 自立した男女の人間関係 HR、保健 ・性行動に関する賢明な意志決定や行動選択

注 「学校における性教育の考え方・進め方」より校種別目標及び指導内容を設定した。 は関連する領域、・は重点項目である。
幼稚園、小学校、中学校においては平成20年3月告示「学習指導要領」に基づいて、高等学校、特別支援学校においては平成11年3月告示、平成15年12月一部改正「学習指導要領」に基づいて指導事項を掲載した。

活用方法

性に関する指導の指導計画を作成する際の目安にしてください。
各学校の実態により重点化してください。

基本的な目標		学習指導要領上の展開						
3 家庭や様々な社会集団一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、対処していく能力や資質を育てる。		各教科・科目での主な取扱い						
発達段階に応じた目標	社会的な面に 関する項目	体 育	家 庭	理 科	社 会	道 徳	特 別 活 動	
		保 健 体 育	技 術・家 庭	理 科	社 会			
		保 健 体 育	家 庭	生 物	公 民			
家族は互いに役割を分担し、助け合って生活していくことに気付き、男女のいたわり合う心や、そのために自分の欲求を抑制しようとする心を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> 家族の助け合い 有害情報からの保護 性被害の防止 	幼稚園教育要領 第2章 第2節 1 心身の健康に関する領域「健康」 2 人のかかわりに関する領域「人間関係」 3 身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」 4 言葉の獲得に関する領域「言葉」 5 感性と表現に関する領域「表現」						
家庭における役割は、男女の別なく分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家族や社会の一員として適切な判断や意志決定ができる能力や態度を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> さそいにのらない 道徳・学活 性被害の防止 わたしの家族 生活 家族の協力と助け合い 			(2)家庭と生活 (9)自分の成長			2 (3)友達と仲よくし、助け合う。 3 (1)生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。 4 (1)父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。	学級活動 (2)日常生活や学習への適応及び健康安全 イ基本的な生活習慣の形成 カ心身ともに健康で安全な生活態度の育成
	人の嫌がること	G保健 (1)毎日の生活と健康 イ1日の生活の仕方 (2)育ちゆく体とわたし イ思春期の体の変化		4年B(1) 人の体のつくりと運動			2 (2)相手のことを思いやり、進んで親切にする。 2 (3)友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。 3 (1)生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。	学級活動 (2)日常生活や学習への適応及び健康安全 ア希望や目標をもって生きる態度の形成 ウ望ましい人間関係の形成
	性の被害	道徳 ・性被害の実態と回避のための態度と行動 性による偏見・差別 道徳	G保健 (1)心の健康 ア心の発達 イ心と体の相互の影響 ウ不安や悩みへの対処	A家庭生活と家族 (1)「自分の成長と家族」 (2)「家庭生活と仕事」 (3)「家族や近隣の人々とのかかわり」	5年B(2) 動物の誕生 6年B(1) 人の体のつくりと働き		2 (3)互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。 3 (1)生命がかけがえないものであることを知り、自他の生命を尊重する。	学級活動 (2)日常生活や学習への適応及び健康安全 カ心身ともに健康で安全な生活態度の育成
男女の生き方は多様であることを理解し、家族や社会で期待される役割や自己の将来の生き方について考えとともに、社会における性的な事象を見つめて、家族や社会の一員として適切な判断や意志決定、行動選択ができる能力や態度を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> 自己を取り巻く社会環境や情報環境の捉え方 性役割とジェンダー 社会 性的な情報環境 学活 性的な非行・犯罪 学活 性被害 学活 家庭の役割 家庭 エイズによる偏見・差別 道徳・学活 	保健分野 (1)心身の機能と心の健康 ア身体機能の発達 イ生殖にかかわる機能の成熟 ウ精神機能の発達と自己形成 エ欲求やストレスへの対処と心の健康 (4)健康な生活と疾病の予防 イ感染症の予防 (ア)感染症の原因とその予防 (イ)エイズ及び性感染症の予防	家庭分野 A家族・家庭と子どもの成長 (1)自分の成長と家族 (2)家庭と家族関係 (3)幼児の発達と家族	第2分野 (3)動物の生活と生物の変遷 イ動物の体のつくりと働き (5)生命の連続性 ア生物の成長と殖え方	公民分野 (1)私たちと現代社会 イ現代社会をとらえる見方や考え方を政治 (3)私たちと政治 ア人間の尊重と日本国憲法の基本原則		2 (4)男女は互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。 3 (1)生命の尊さを理解し、かけがえない自他の生命を尊重する。	学級活動 (2)適応と成長及び健康安全 ア思春期の不安や悩みとその解決 エ男女相互の理解と協力 オ望ましい人間関係の確立 キ心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 ク性的な発達への適応
社会における自己の役割と責任について自覚を促すとともに、将来の生き方について自分の考えを確立する。また、性の文化や社会的な意味を理解するとともに、男女平等、人間尊重の精神を基盤とする性の望ましい価値観を確立し、適切な意志決定や行動選択ができる能力や態度を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> 個性への理解と人格を尊重した男女関係 家庭、HR 固定的な性役割にとらわれない結婚や家庭生活 社会生活の基礎・基本としての性と人権 HR、保健 セクシャルハラスメント エイズ及び性感染症の予防 性情報と性行動への主体的な判断 性の逸脱行動 性被害への対応 	(1)現代社会と健康 ア健康の考え方 ・健康に関わる意志決定と行動選択 イ健康の保持増進とその疾病の予防 ・感染症とその予防 ウ精神の健康 (2)生涯を通じる健康 ア生涯の各段階における健康 ・思春期と健康 ・結婚生活と健康	家庭総合 (1)人の一生と家族・家庭 (2)子どもの発達と保育・福祉 ア子どもの発達 イ親の役割と保育 ウ子どもの福祉	生物 (1)生命の連続性 イ生殖と発生 (7)生殖細胞の形成と受精 (1)発生とその仕組み	公民 1 現代社会 (1)現代の社会と人間としての在り方 ア現代の社会生活と青年 ウ現代の民主政治と民主社会の倫理 倫理 (1)・青年期の課題と人間としての在り方 ア青年期の課題と自己形成 (2)現代と倫理 ア現代の特質と論理的課題		A ホームルーム活動 ア・青年期の悩みや課題とその解決 ・社会生活における役割の自覚と自己責任 ・男女相互の理解と協力 ・コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立 イ・心身の健康と健全な生活態度や習慣の確立 ・生命の尊重と安全な生活態度や習慣の確立	

番号・記号は、学習指導要領の番号・記号です。

7 全体計画、年間指導計画例

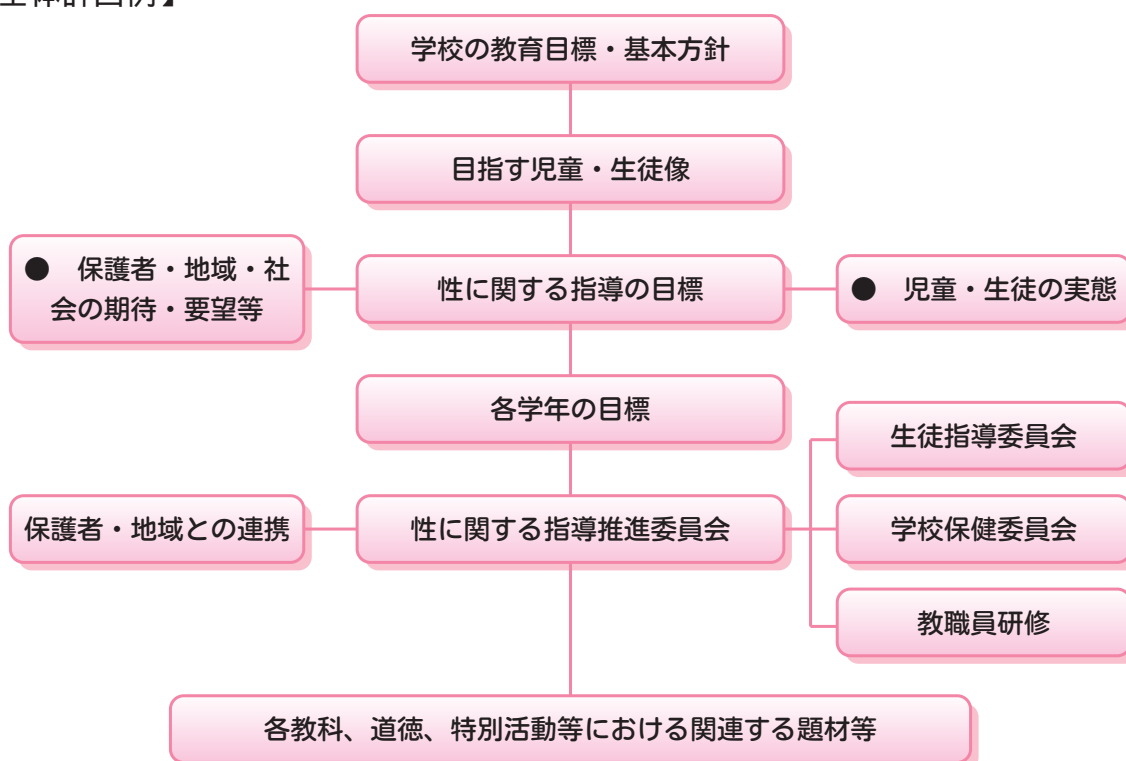
全体計画は、性に関する指導の基本目標、方針、各教科、道徳及び特別活動における性に係る内容やその他の時間等における指導内容、生徒指導等として行われる性に関する指導などが果たすべき役割を明示したその学校における性に関する指導の総合計画である。

なお、全体計画の作成に当たっては、次の事柄についても十分に検討しておく必要がある。

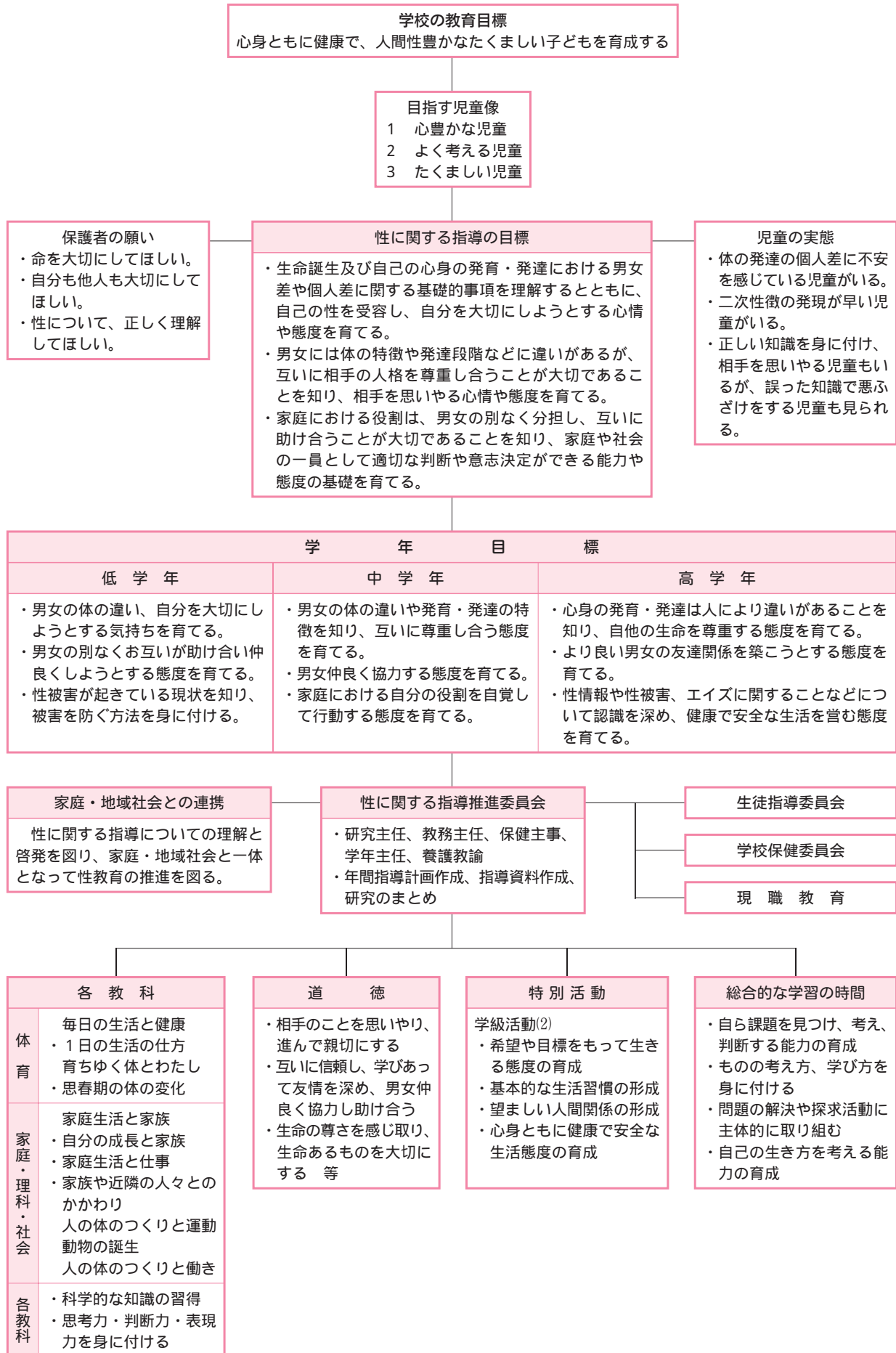
- 各教科、道徳、特別活動における発展的な取扱いについて
- 学級（ホームルーム）活動における深化・補足的取扱いについて
- その他の時間等における深化・統合的取扱いについて
- 日常の教育活動における重点的取扱いについて
- 家庭・地域との連携について

これらの事柄については、学校としての性に関する指導の全体構想を立てる段階から実態に即して検討し、明確化しておくことが望ましい。

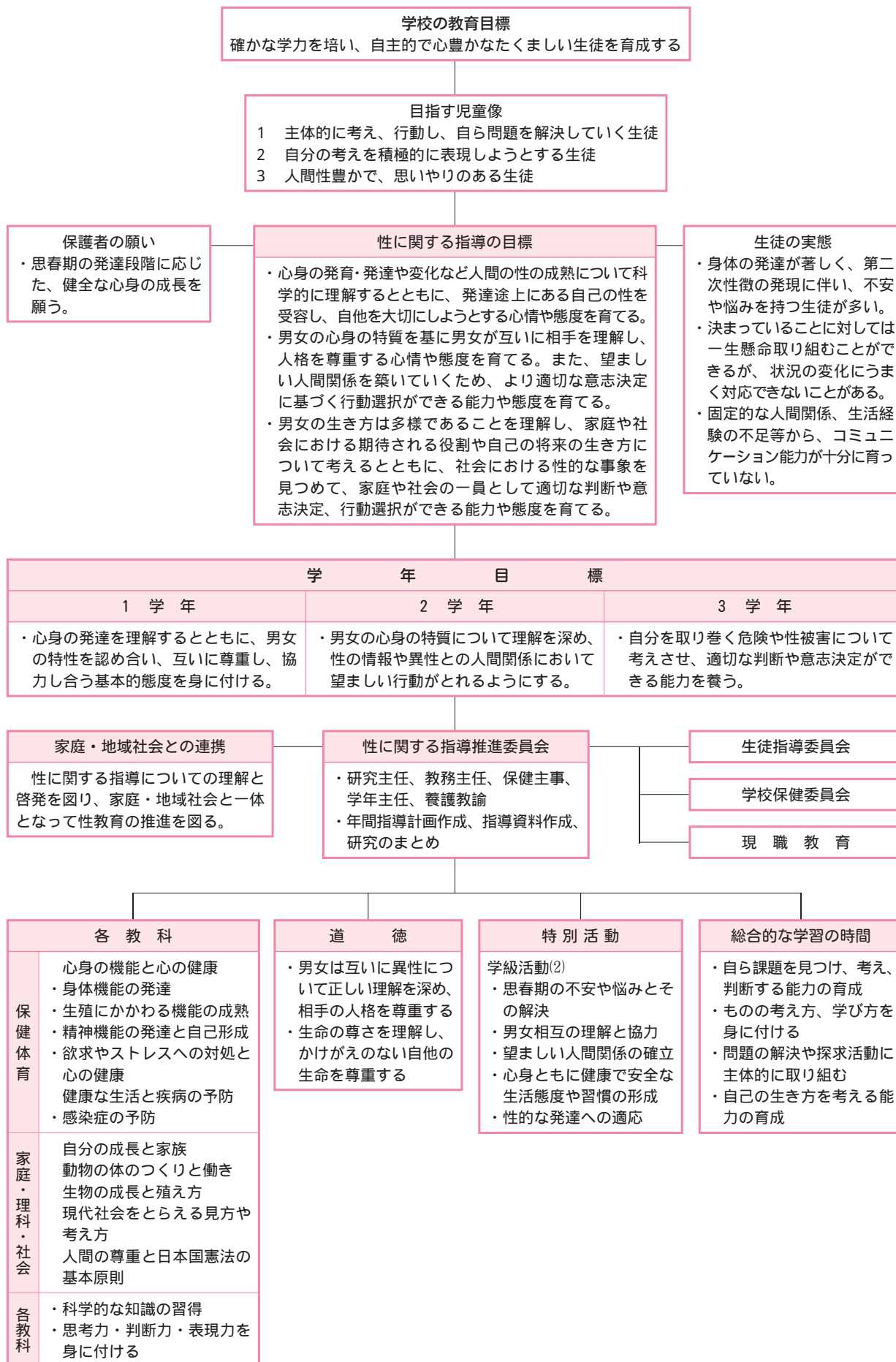
【全体計画例】



【小学校全体計画例：A小学校】



【中学校全体計画例：B中学校】



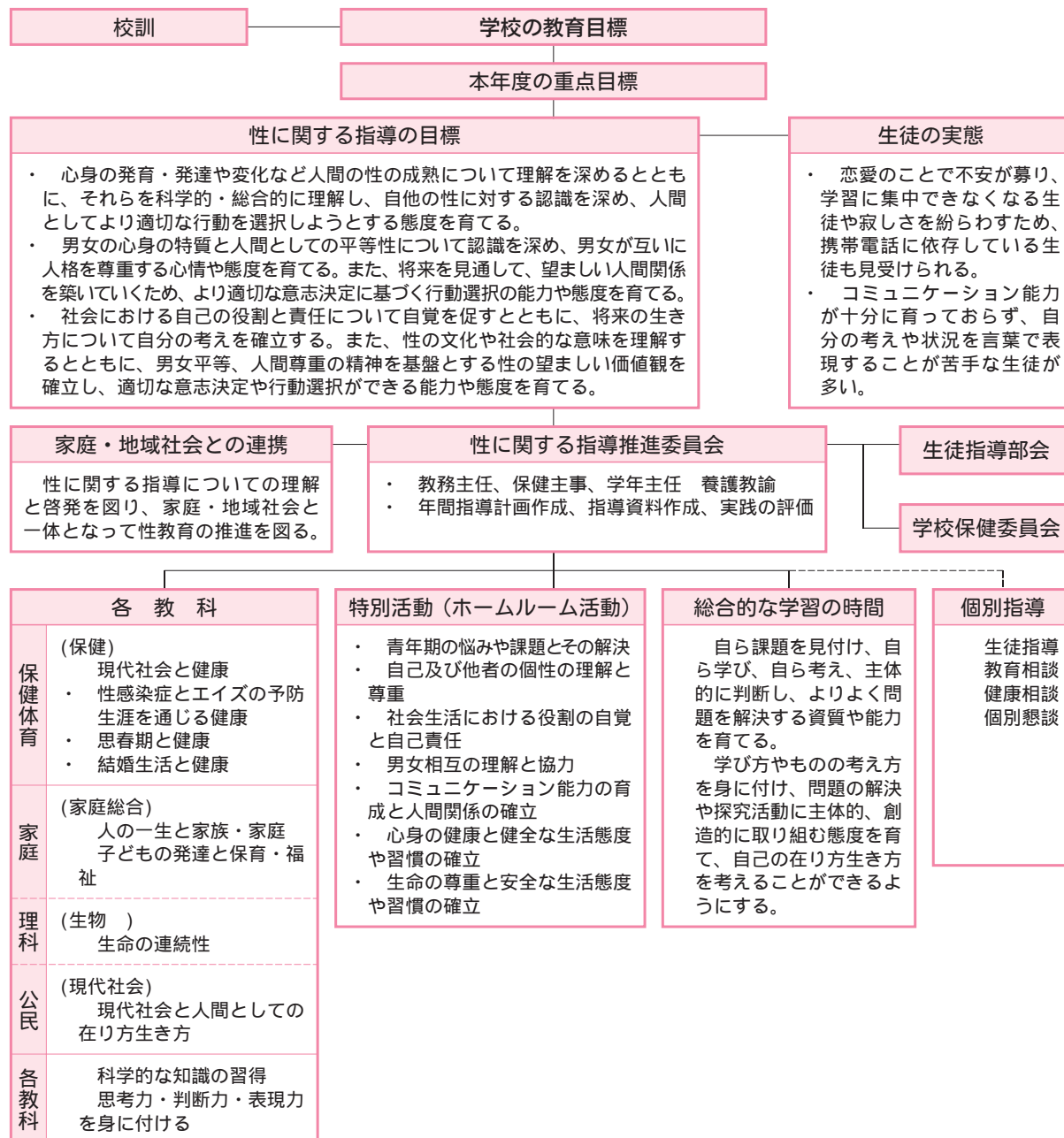
【小学校年間計画例：A小学校】 指導内容については、自校の教育課程に従って作成すること。

	教 科	道 徳	特別活動（学級活動）	生活・総合的な学習の時間	その他（家庭・地域との連携等）
1年		<ul style="list-style-type: none"> ・わたしのいのち 3(1) ・友達をつくろう 2(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・からだの清潔 (2)イ ・たいせつなからだ (2)カ 	<ul style="list-style-type: none"> ・もうすぐ2年生 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観
2年		<ul style="list-style-type: none"> ・生命のつながり 3(1) ・だれとでも仲良く 2(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の体の違い (2)カ ・おへそのひみつ (2)カ 	<ul style="list-style-type: none"> ・わたしの家族 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観
3年	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の生活と健康(体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・命を大切に 3(1) ・男だから女だから 2(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんななかよく (2)ウ 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観
4年	<ul style="list-style-type: none"> ・育ちゆく体とわたし(体) ・人の体のつくりと運動(理) 	<ul style="list-style-type: none"> ・命の尊さ 3(1) ・男女仲良く 2(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・おとなに近づくわたし (2)ア 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康(体) ・けがの防止 ・動物の誕生(理) ・自分の成長と家族(家) 	<ul style="list-style-type: none"> ・かけがえのない命 3(1) ・異性への関心 2(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・わたしたちの生活と情報 (2)カ 	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体の不思議 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・教育講演会
6年	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の予防(体) ・人の体のつくりと働き(理) ・家族や近隣の人々とのかかわり(家) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きて還る 3(1) ・性による偏見・差別 4(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・性の被害 (2)カ 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・教育講演会

【中学校年間計画例：B中学校】 指導内容については、自校の教育課程に従って作成すること。

	教 科	道 徳	特別活動（学級活動）	総合的な学習の時間	その他（家庭・地域との連携等）
1年	<ul style="list-style-type: none"> ・からだのはたらきと発達(保) ・心の健康(保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の尊さ 3(1) ・自分に対する信頼 1(5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・性の不安や悩みの解消 (2)ア 		<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室(学校行事) ・性教育講演会(学校行事)
2年	<ul style="list-style-type: none"> ・健康と環境(保) ・応急手当(保) ・私たちの成長と家族(家) ・動物のからだのつくりと働き(理) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりを大切にする心 3(1) ・多様な男女関係 2(4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・異性への理解を深めよう (2)エ 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室(学校行事) ・性教育講演会(学校行事)
3年	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活と病気の予防(保) ・感染症の予防(保) ・生物の成長と殖え方(理) ・幼児の発達と家族(家) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きることへの喜び 3(1) ・エイズによる偏見・差別 4(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい異性との関わり方 (2)オ 		<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室(学校行事) ・性教育講演会(学校行事)

【高校全体計画例：C高校】



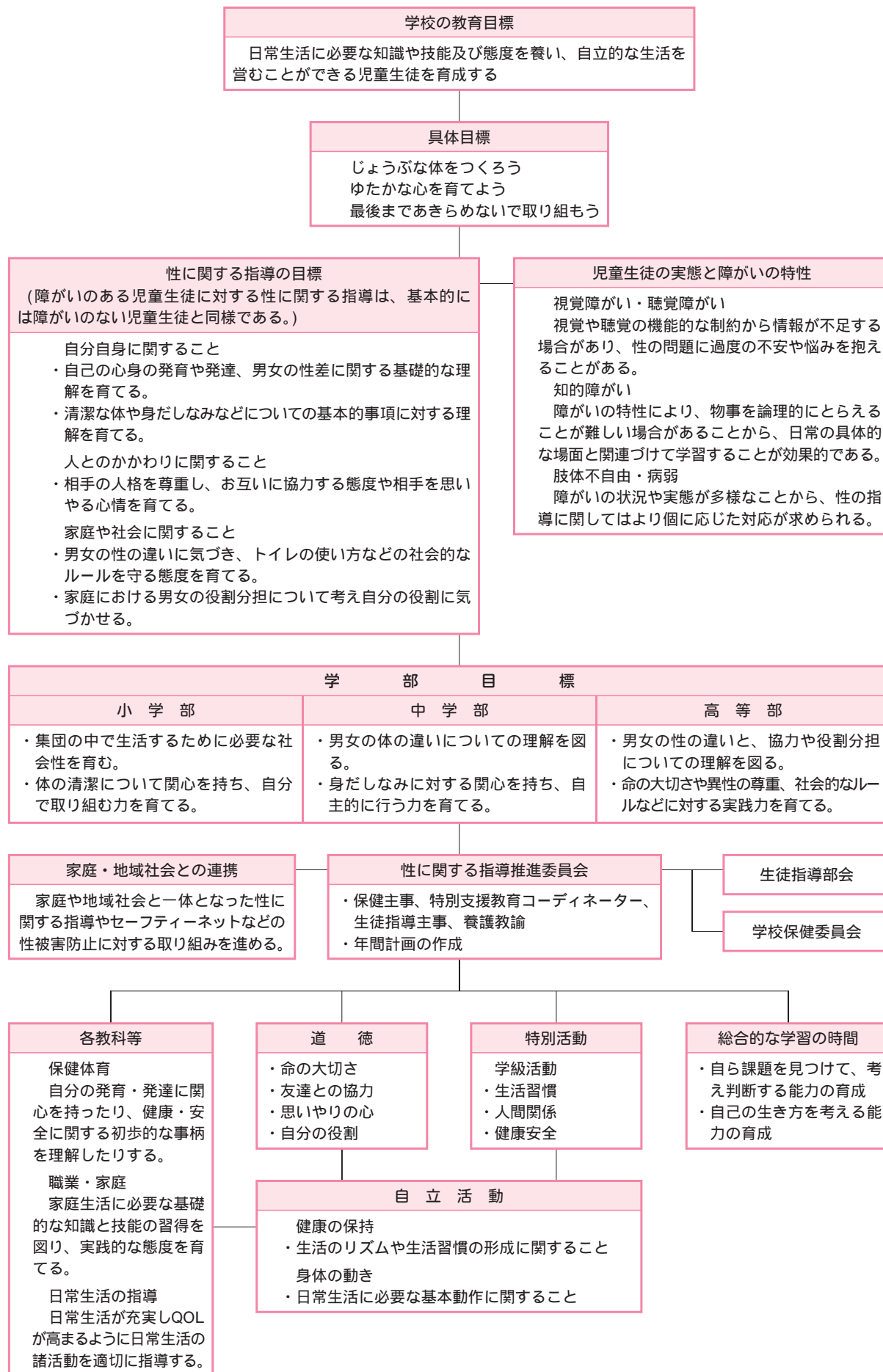
【高校年間指導計画例】

	教科	特別活動（ホームルーム活動）	総合的な学習の時間	その他（家庭・地域との連携等）
1年	現代社会と健康（保） ・ 感染症とその予防 人の一生と家族・家庭（家） 現代社会と人間としての在り方生き方（公）	・ 自分の気持ちを伝えよう	・ 自己を知る	・ 性教育講話
2年	生涯を通じる健康（保） ・ 思春期と健康 ・ 結婚生活と健康 生命の連続性（理） 子どもの発達と保育・福祉（家）	・ デートDVについて考えよう ・ 携帯電話による性被害を防ぐ	・ 自己の能力を深める	・ 薬物乱用防止教室
3年		・ 自立について考える	・ 自己の能力を生かす	

指導内容については、自校の教育課程に従って作成すること。

効果的かつ系統的に指導できるよう、生徒の実態に応じて指導内容を適切な時期に設定すること。

【特別支援学校全体計画例】



本表は性に関する指導の指導内容を知的障がいがある児童生徒等を対象に区分分けをした。

指導内容表

【特別支援学校】

段階	I	II	III	IV
自分自身に関すること	生命に関すること 【大切な生命】 ・私の誕生日 ・身近な動物との触れあい	【大切な生命】 ・私たちの誕生日 ・身近な動植物の世話	【生命の誕生】 ・自分の誕生 ・命の大切さ	【生命の尊重】 ・生命誕生のしくみ ・かけがえのない命 ・命のつながり
	身体に関すること 【身体の清潔】 ・身体の名称 ・トイレの使い方 ・体の清潔	【身体の変化】 ・男の子のからだ ・女の子のからだ ・体の清潔	【自分の体の成長】 ・男女の体の違い ・プライベートゾーン ・月経時の対応 ・精通時の対応 ・清潔な体と身だしなみ	【思春期の身体の発達と健康】 ・月経のしくみと対応 ・射精のしくみと対応 ・清潔と衛生
	心に関すること 【心の変化】 ・自分のよいところ	【心の変化】 ・友達のよいところ ・好きな友達	【心の健康】 ・心の発達 ・心と体の関係 ・不安や悩みへの対処 ・異性への関心	【心と体のコントロール】 ・思春期の心の変化 ・男女の心の違い ・欲求やストレスの対処 ・自己認識
人のかかわりに関すること	【みんなと仲良く】 ・みんななかよし	【友達との協力】 ・友達との協力 ・男女の協力	【礼儀や作法】 ・エチケット ・自己表現の方法 【異性との接し方】 ・異性との接し方	【礼儀や作法】 ・相手に応じた言葉遣い ・時と場に応じた行動 【異性への理解と尊重】 ・男女交際のマナー ・異性の尊重と共感
	家庭や社会に関すること 【身近な人】 ・お父さん、お母さん ・お手伝い	【家族の一員】 ・私の家族 ・家庭での手伝い 【社会のルール】 ・公共施設の使い方	【家族の役割】 ・自分の役割 ・家族の役割 【社会の中で】 ・あいさつ ・公共の場でのマナー ・性被害の防止	【男女の役割】 ・家庭における男女の役割 ・自己の将来 【社会人として】 ・地域社会における人間関係 ・性被害の防止 ・性情報への対処 ・性のモラル

児童生徒の発達段階、障がいの状態、各学校の実態を考慮し、それぞれの項目から段階を設定し、計画的に指導すること。

指導に当たっては、学校と保護者が連携を図り、日常生活の全ての活動と関連させて行うことが重要である。

実態に応じて、重点化を図ったり、個別化を図るなど指導の工夫が必要である。

知識や用語だけの指導とならないよう、ロールプレイングなど体験的な学習を取り入れたり、繰り返しによる理解を促したりする。

実践編に示す特別支援学校の指導事例については、知的障がい特別支援学校における学級活動（ホームルーム活動）のものとした。

本指導事例については、小学校・中学校・高等学校の指導案に準じて一般化した形式で示している。指導にあたっては、生徒の実態と個別の目標を示し、個々の生徒の実態に応じて、適切に指導の重点を定め、より具体的な指導に配慮した指導過程を作成して指導していくことが望まれる。